

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年11月16日開催 日本証券業協会〕

### 1. 証券会社を取り巻く足元の状況について

- 証券会社の2021年9月期の決算を見ると、市場の好調を反映し、全体としては、業績が比較的好調だった会社が多いと認識。こうした状況の良いときこそ、持続可能な経営の確立に向けて、経営がリーダーシップを発揮していただくことが重要。
- そのためには、顧客本位の営業は大前提。その観点からは、最近、ラップ口座や仕組債、外国株・外国投資信託の販売などが伸びているが、顧客の理解の上での販売を徹底することが重要。
- 顧客の信認なくして持続可能な経営はあり得ず、経営陣においては、現場の隅々まで顧客本位の営業が徹底されるよう、目を配っていただきたい。

### 2. 金商業者向け監督指針の改正について

- 協会が令和2年9月に公表した「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」報告書における要望も踏まえ、11月9日、金商業者向け監督指針を改正し、投資信託の販売・乗換え勧誘上の留意点等について、真に顧客の投資目的や理解度に応じた説明が行われるよう、プリンシプルベースでの見直しを行った。
- 具体的には、
  - ・ 投資信託の勧誘に係る留意事項において、販売手数料の保有期間に応じた1年あたりの負担率の説明に係る記載を削除したほか、
  - ・ 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項において、
    - ① 顧客への具体的な説明事項を削除し、顧客の理解度に応じて、乗換えが顧客の投資目的に沿ったものであるか顧客が判断するために必要な事項の説明を行う旨を記載

- ② 顧客への説明状況の検証に係る社内管理体制の構築に関し、社内記録の作成等の例示を削除し、実効的な検証を求める内容とした

といった改正を行った。

- ただし、画一的に説明を減らしてよいということでは当然なく、本改正の内容・趣旨を十分踏まえ、顧客の状況に応じた適切な説明を行うよう心掛けていただきたい。

### 3. LIBOR 公表停止に向けた移行対応について

- 11月1日、金融庁と日銀で合同実施した「円 LIBOR 利用状況簡易調査」の結果概要を公表した。円 LIBOR 参照契約件数の多い一部の証券会社には、調査に協力いただき感謝申し上げます。
- 今回の簡易調査は、調査対象先や調査項目を絞ったものであるという点に留意は必要であるが、調査の結果として、9月末時点における移行対応は、貸出、債券（調達）、デリバティブともに大きく進捗が見られた。また、9月末時点で移行対応未了の契約の大宗が、12月末までに移行対応完了の見込みであった。
- 例外的にごく一部の契約は、12月末までに移行対応が完了しない可能性があるが、回答時点では、真に移行が困難な既存契約（いわゆる「タフレガシー」）には該当せず、シンセティック円 LIBOR の利用が見込まれる契約は報告されなかった。
- 本調査の対象となった証券会社のみならず、今回調査の対象とならなかった各証券会社においても、引き続き、対応が必要となる契約を適切に把握し、時間軸を意識して、契約の相手方である顧客に支障が生じることのないよう、関係者との調整を適切に行いながら、移行対応を進めていただきたい。

### 4. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表等について

- 11月10日、金融庁ホームページにて、9月に続き、「金融事業者リスト」を公表した。リストへの掲載対象は、顧客本位の業務運営に関する原

則を採択した金融事業者でリストへの掲載を希望する旨の報告（9月30日期限）があった先のうち、原則の各項目と各金融事業者の取組方針との対応関係が明確であることが確認できた先のみとなる。

- 9月の意見交換会で申し上げた通り、「金融事業者リスト」の作成は、昨年8月の金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書の提言を踏まえている。金融事業者からの報告内容をみると、取組状況を検証、評価するのに役立つ事例も見受けられる。
- 具体的には、例えば、「顧客にふさわしいサービスの提供（原則6）」におけるアフターフォローなどのサービスに関して、「定期的」や「丁寧」などといった抽象的・主観的な表現ではなく、どのような場合に実施するか・目的・内容等を具体的・定量的に示しているもの、更には、「動機づけの枠組み等（原則7）」について、業績評価の項目として、単に「顧客本位に資する」といった抽象的な説明ではなく、具体的な評価項目を示しているものがある。
- 他方で、引き続き、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも理解されていないと見受けられる先もある。
- 金融庁としては、取組状況のモニタリングも含め、金融事業者と対話を行い、好事例の公表を行う予定である。各金融機関においては、来年に向けて取組方針に基づく取組状況の整理を意識して対応していただきたい。

#### 5. 「金融サービスの提供に関する法律」の施行について

- 11月1日より、「金融サービスの提供に関する法律」が施行され、1つの登録で、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービス仲介を行うことが可能となる「金融サービス仲介業」が開始され、既に2社が登録されている。
- 金融庁としては、本制度の創設により、多種多様な金融サービスの提供が進み、利用者の利便性がより一層向上することを期待しているところ、各金融機関においても、

- ・ ビジネス範囲を拡大するために、新たに金融サービス仲介業を利用することや、
- ・ 自らが取扱う金融商品の販売チャネルの拡大や利用者利便の向上を図る観点から、金融サービス仲介業者との連携を進めていくこと

を検討するなど、本制度を是活用いただきたい。

## 6. マイナンバー告知義務に係る経過措置終了後の取扱いについて

- 証券口座については、税法において、顧客にマイナンバーの告知義務が課されているところ、2016年より前の既存顧客については、2021年末まで告知義務を猶予する経過措置が講じられている。
- この経過措置が終了することとなるが、顧客に対し、引き続き、マイナンバーの告知は法律で定められた義務であることを説明の上、マイナンバーの提供を求めている。
- ただし、経過措置終了後であっても、法令に根拠となる規定がない場合、顧客からのマイナンバーの提供がないことのみをもって手続自体を制約する必要はない。
- 今後、以上の事項に関して、関係業界団体等に対し周知依頼を発出予定であるところ、対応をお願いしたい。

## 7. マイナンバーカードの積極的な取得促進について

- マイナンバーカードについて、11月1日時点のデータによると、交付枚数は5,000万枚弱、人口に対する割合は39.1%まで増加している。カード普及に当たり様々なご協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2020年11月 → 2021年11月)  
交付枚数 : 約2,777万枚 → 約4,995万枚 (対前年+約80%)  
人口に対する交付枚数率 : 21.8% → 39.1%

- 今般、健康保険証利用の本格運用が始まったこと、マイナポータルで特定検診情報等が閲覧可能となったこと、マイナンバーカードを用いて電子版の新型コロナワクチン接種証明書が取得できるようになることなど、カード取得のメリットがさらに拡大することを踏まえ、デジタル庁より各業所管省庁に対し、改めてカード普及への協力要請があった。これを受け、金融庁からも各業界団体に対し、改めてカードの更なる普及に向けた協力依頼を发出させていただく予定。政府としては、今後とも、カードの機能強化や、更なる普及に向けた取組みを進めていくところ、引き続き、積極的なカードの取得促進への協力をお願いしたい。

(参考) マイナンバーカードの機能強化に関して検討されている事項

- ・ マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載（技術検証を実施中）
- ・ 運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化（調査研究を実施中）
- ・ マイナポータルなどの UI・UX の最適化

## 8. 10月開催のG20の成果物について

- 10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議について、主要な成果である①サステナブルファイナンス、②クロスボーダー送金の改善、③FATFにおける暗号資産・ステーブルコインを巡る議論及び④ノンバンク金融仲介を紹介したい。

### 《①サステナブルファイナンス》

- G20傘下に設置されているG20サステナブルファイナンス作業部会(SFWG)が策定した「G20サステナブルファイナンスロードマップ」及び「統合レポート」が承認された。ロードマップでは、気候と持続可能性に関するSFWGの今後複数年にわたる作業計画等が示されている。
- 具体的な項目として、わが国が主張してきたトランジションファイナンス、すなわち、脱炭素化に向け、グリーンかグリーンでないかという二元論でなく、排出削減が難しいセクターの着実な移行を支援する取組みの必要性が広く認識された。今後SFWGがトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定する予定。

- 今後の課題として、サステナブルファイナンスの対象を気候変動だけでなく、生物多様性や社会問題にも徐々に広げることの重要性が、G20 で共通の認識となっている。10月31日に公表されたG20 ローマ首脳宣言においては、特に生物多様性などに関する財務情報開示の作業の重要性が認識されている。このほか、COP26 や、生物多様性に関して気候変動と同様に定量的な目標設定などを目指す国際会議（COP15）についても、その議論をぜひフォローしていただきたい。

#### 《②クロスボーダー送金の改善》

- クロスボーダー送金の改善については、費用・速さ・透明性・アクセスの4つの課題の対処に向けた定量目標が承認され、2027 年末までにグローバルな平均送金コストを1%以下に引き下げることを目指す等、野心的な目標となっている。まずは目標のモニタリングに必要なデータの収集方法等について日本銀行や民間決済事業者等と議論を行うなど、実現に向けて公的部門と民間部門の連携を進めていきたい。

#### 《③FATF における暗号資産・ステーブルコインを巡る議論》

- FATF における暗号資産・ステーブルコインを巡る議論については、「2 回目の12 カ月レビュー報告書」（21 年7月公表）及び「改訂暗号資産ガイダンス」（21 年10月公表）の2つが公表された。前者の報告書は、特に暗号資産（と暗号資産交換業者）に係る FATF 基準の早期実施を求めている。これを踏まえ、後者のガイダンスは、ステーブルコインが FATF 基準の対象であること等を明記している。したがって、例えば本邦金融機関がステーブルコインを取り扱う場合には、当然、FATF 基準の遵守が必要となり、本報告書及びガイダンスに沿った対応が期待されることとなる。なお、金融庁は、FATF においてこれらを担当するコンタクト・グループの共同議長として作業に貢献した。

#### 《④ノンバンク金融仲介》

- ノンバンク金融仲介（NBFI）については、前回もご紹介したとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大による昨年3月の市場の混乱を踏まえ、金融安定理事会（FSB）及び証券監督者国際機構（IOSCO）をはじめとする各基準設

定主体において分析作業が進められ、G20 首脳会議に進捗報告書が提出された。

- マネー・マーケット・ファンド（MMF）については、今夏に実施された市中協議の結果を踏まえ、MMF の強靱性を向上させる政策オプションをまとめた最終報告書が 10 月 11 日に公表され、10 月の G20 首脳会議で承認された。本報告書は、2020 年 3 月の混乱等を踏まえた MMF の脆弱性や、それらを踏まえた MMF の強靱性を向上させる政策オプション等をまとめたものとなっている。各法域は、本報告書等を踏まえて、自らの法域内の MMF の脆弱性を評価するとともに、各法域の法的枠組みに沿う形で、これらの脆弱性に対処することとされている。また、各法域で採用された措置については、FSB が IOSCO と協働して、2023 年末までにストックテイクするとともに、2026 年までにそれらの実効性を評価することとしている。金融庁としても、貴協会をはじめ市場関係者と緊密に連携しつつ、国内対応に向け取り組むので協力をお願いしたい。
- また、MMF 以外のノンバンク金融仲介に関する幅広いトピックについても作業を進めている。コロナ発生下のファンドの流動性リスク管理を分析するプロジェクトについては、引き続き FSB と IOSCO 間で連携して取り組んでいる。社債市場の流動性及び市場参加者の行動とその背景を分析するプロジェクトについては、本年中に報告書を取りまとめる予定。
- このほか、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議が 10 月 26 日に公表された。市中協議は最終的な提言に向けた今後の議論の方向性に影響を与えうると考えられるので、内容を検討の上、意見とその根拠としての背景事実や考え方の提供をお願いしたい。

#### 《G20/OECD コーポレートガバナンスコードの見直し》

- G20 の財務大臣・中銀総裁及び首脳からは、G20/OECD コーポレートガバナンスコードの見直しへの期待が示された。コロナ後を見据えた経済回復に資する重要な作業であり、今後の企業運営に大きく関係するため、各金融機関の意見もよく伺っていききたい。

## 9. COP26 の議論・成果物について

- 10月31日から11月13日に開催されたCOP26（気候変動枠組条約締約国会議）について紹介したい。
- 首脳級、大臣級、様々な会合が開催されたが、特に、11月3日、開催国である英国が「Finance Day」と定め、行われた議論内容について共有したい。各国政府・団体主催の会議が行われ、気候変動問題へ対処するための公的・民間資金の役割について議論された。主な項目は2点あり、
  - ・ 一点目として、IFRS財団の傘下でサステナビリティ開示の基準を策定予定の国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board）の設置が公表され、日本を含む各国政府や各基準設定主体が歓迎の意を表明した。
  - ・ 二点目として、民間セクターでの取組みとして、マークカーニー前イングランド銀行総裁が議長を務め、日本の金融機関も参加しているGFANZ（The Glasgow Financial Alliance for Net Zero）の活動報告も行われた。民間資金の一層の拡大は、新たな産業・社会構造への転換を促すために不可欠なものである。こうした民間部門の取組みについて、引き続き情報をお寄せいただけると幸い。
- 今後、COP26での議論を受けて、2050年ネットゼロに向けた官民の具体的な対策は実装段階に入っていく。金融庁としては、①排出削減が難しいセクターの着実な移行、すなわちトランジションファイナンス、②生物多様性などの気候変動以外のテーマの扱いについて、引き続き、各金融機関と連携して取り組んでまいりたい。

## 10. IOSCO の AI/ML に係る最終報告書の公表について

- 9月7日、IOSCOは、「人工知能（AI）及び機械学習（ML）を利用する市場仲介者及び資産運用会社むけのガイダンス」を公表した。
- 同ガイダンスは、AI及びMLの利用について、「既存のプロセスの効率性を高め、投資サービスのコストを削減し、他の活動のためにリソースを開放す



ることによって、市場仲介者、アセットマネージャー、投資家に利益をもたらす」と述べる一方で、「リスクを生み出したり、増幅させたりすることで、金融市場の効率性を損ない、消費者や他の市場参加者に損害を与える可能性もある」という警鐘も鳴らしている。

- こうした状況認識を踏まえ、同ガイダンスでは、「適切なガバナンスやコントロール」、「十分な知識・経験を有するスタッフの配置」、「強固で一貫性のある開発とテスト」、「適切な情報開示」等に関する措置が示されている。
- 市場仲介者及び資産運用会社にとっては、AI 及び ML を利用する場合に期待される行動規範を示したものとなっているため、参照いただきたい。

#### 11. IOSCO のアウトソーシング原則について

- IOSCO は、10 月 27 日に最終報告書「アウトソーシングに関する原則 (Principles on Outsourcing)」を公表した。
- 本原則は、外部委託を行うに際して、様々な市場参加者が考慮すべき基本的な原則を記載したもの。対象となる市場参加者としては、取引所、市場仲介業者、マーケットメイカーなど自己勘定ベースで活動する市場参加者、信用格付会社などを想定している。
- 拘束力はなく、IOSCO による実施状況レビューも予定されていない、業界向けの文書である。また、本原則は、外部委託の規模・複雑性・リスクに応じて適用され実施されるべきとされており、杓子定規な適用を想定したものではない。
- 本原則は、外部委託先の選定プロセスとモニタリング、契約交渉、情報セキュリティの確保、秘密保持、特定の外部委託先への業務集中、外部委託先の保有する情報へのアクセス、外部委託契約の解除など、外部委託先に関与する様々な局面において考慮すべき原則と、その実施に向けたガイダンスを記載している。

- 有益な記載が含まれるため、外部委託関係の検討をされる際には参照いただければ幸い。

## 12. IOSCO C8 の世界投資者週間（WIW）の御礼

- 協会にもオブザーバーとして参加していただいているが、IOSCO の政策委員会の一つであり、金融教育や投資者保護についての議題を扱う Committee 8 にて、世界投資者週間が開催された。
- 世界投資者週間は、投資者教育及び投資者保護を促進することを目的として、2017 年にはじまったプロジェクトである。各法域で 10 月もしくは 11 月のいずれかの週で開催することが認められており、各国で関連する取組みが行われた。本邦では、10 月 4 日から 10 月 10 日に開催された。
- 今年も昨年同様、協会には YouTube 動画や特設サイトでの情報発信など積極的に参画・協力していただいた。改めて感謝申し上げます。

（以上）